

平成12年1月19日、新潟市内のホテルにおいて第1回新潟市・黒埼町合併協議会（会長新潟市長）が開催されました。最初に合併協議会副会長の選出が行われ、河内黒埼町長と両市町議会の議長が副会長に選ばれ、会長の職務代理には河内黒埼町長が指定されました。

次に平成11年度新潟市・黒埼町合併協議会予算（案）について審議が行われ、歳入・歳出予算とも640万円で決定されました。その後、事務局から「合併協定書（案）」及び「新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）（案）」の説明が行われ、審議の結果、原案のとおり承認されました。

承認された「合併協定書（案）」及び「新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）（案）」の内容は次のとおりです。



新潟市・黒埼町合併協議会
協議内容のお知らせ

合併協定書（案）

1 合併の方式

西蒲原郡黒埼町を廃し、その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成13年1月1日とする。

3 財産及び公の施設の取扱い

黒埼町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

4 議会の議員の任期及び定数の取扱い

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

5 農業委員会の取扱い

合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在両市